

政令第二十九号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一年」に、「負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）」を「傷病」に改める。

第一条の三中「退職の日において」を削る。

第三条の見出しを「（法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）」に改め、同条第一号中「二十年」を「十一年」に改め、同条第二号中「定員の減少若しくは」を「二十五年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは」に改め、同条第三号中「裁判官で」の下に「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「（次条第二項第二号に掲げる者を除く。

」を削り、同条第四号中「二十年」を「十一年」に改める。

第四条の見出しを「(定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等)」に改め、同条第一項中「退職した者は」を「退職した者で政令で定めるものは」に、「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」を「特定独立行政法人」に、「退職した者であつて」を「退職した者として」に改め、「

(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「退職した者」を「退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したものの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 二十五年以上勤務し、定員の減少若しくは組織の改廃(前項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。)又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

第四条第三項を削る。

第五条の二第一項中「第五条の二」を「第五条の三」に、「第四条第二項第二号及び第三号」を「次」

に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条第二項第二号から第四号までに掲げる者

二 特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者

第五条の二第二項及び第三項中「第五条の二」を「第五条の三」に改め、同条第四項中「第五条の二」を「第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条第一項」に、「同条に規定する当該俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）」を「退職日俸給月額が一般職給与法」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条の二第一項各号に規定する政令で定める割合は、百分の二（特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）とする。

第五条の二を第五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額に乘じる

割合等)

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条に規定する政令で定める割合は、前条第四項に規定する割合とする。

2 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条の二各号に規定する政令で定める割合は、前条第五項に規定する割合とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(基礎在職期間)

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 第七条第三項(同条第四項の規定により任命権者の要請に応じ退職したこととみなされる場合を含む。)の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の地方公務員としての引き続きしたる在職期間及び同条第三項に規定する通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者としての引き続きしたる在職期間

二 第七条第五項又は第六項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における同条第五

項に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

三 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の第七条第五項に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び同条第三項に規定する特定地方公務員又は第九条の三第一項に規定する特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間

四 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社の職員としての在職期間

五 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

六 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第五条第一項又は第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみな

される日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十五条の規定により日本国有鉄道清算事業団となつた旧日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）及び同項に規定する承継法人等の職員としての在職期間

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間

八 独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立

行政法人国立青年の家の職員としての在職期間

九 独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間

十 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人経済産業研究所の職員としての在職期間

十一 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人日本貿易保険の職員としての在職期間

十二 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人教員研修センターの職員としての在職期間

十三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員としての在職期間

十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人労働政策研究・研修機構の職員としての在職期間

十五 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人原子力安全基盤機構の職員としての在職期間

十六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員としての在職期間

十七 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第四条第三項の規定により

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる
独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十八 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第四条第三項の規定により
退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる
独立行政法人海洋研究開発機構の職員としての在職期間

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）附則第六条第三項の規定により退職手当の算定の
基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる同法第二条第五項
に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間

二十 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）附則第五条第三項の規定に
より退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなさ
れる独立行政法人国立高等専門学校機構の職員としての在職期間

二十一 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）附則第五条第三項の規
定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみ

なされる独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員としての在職期間

二十二 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人国立大学財務・経営センターの職員としての在職期間

二十三 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人メディア教育開発センターの職員としての在職期間

二十四 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所の職員としての在職期間

第六条の見出しを「（職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の団体等）」に改め、同条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第六条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 退職した者が、その休職の期間中、次に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

イ 国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）その他の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）

ロ 特定独立行政法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別

の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人で総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園を除く。）

ハ 退職した者の休職の期間中、イ又はロに該当していたもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、同号の学術の調査、研究又は指導への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして総務大臣の定める要件に該当すること。

3 法第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等

二 育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第

十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業及び裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等 退職した者が属していた法第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に

一 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

第六条の二の見出しを「（現実に職務をとることを要しない期間）」に改め、同条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条を第六条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（一般職の職員の基本給月額に準ずる額）

第六条の七 法第六条の五第二項に規定する一般職の職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自衛官 俸給、扶養手当及び営外手当の月額、これらに対する地域手当の月額並びに航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額の合計額

二 前号に掲げる職員以外の職員で一般職の職員以外のもの 俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額

第六条の次に次の四条を加える。

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第六条の二 退職した者の基礎在職期間に法第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における法第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、総務大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が総務大臣の定めるものであつたときは、総務大臣の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第六条の三 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の

属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者に類する者）

第六条の四 法第六条の四第四項第三号イに規定する政令で定める者は、別表第二の上欄に掲げるいずれかの期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）において同表の下欄に掲げる額を超える俸給月額を受けていた者とする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第六条の五 第六条の三（第六条の二の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額と

なる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

第七条第一項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」及び「（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を削る。

第九条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した」及び「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第十九号までを四号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を第十八号とし、第二十四号を削り、第

二十五号を第十九号とし、第二十六号から第三十二号までを六号ずつ繰り上げ、第三十三号及び第三十四号を削り、第三十五号を第二十七号とし、第三十六号を削り、第三十七号を第二十八号とし、第三十八号及び第三十九号を削り、第四十号を第二十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号を第三十号とし、第四十三号を第三十一号とし、第四十四号から第四十六号までを削り、第四十七号を第三十二号とし、第四十八号から第五十号までを十五号ずつ繰り上げ、同条第五十一号中「(平成十四年法律第百六十九号)」を削り、同号を同条第三十六号とし、同条中第五十二号を削り、第五十三号を第三十七号とし、第五十四号から第五十七号までを十六号ずつ繰り上げ、同条第五十八号中「(平成十四年法律第百六十一号)」を削り、同号を同条第四十二号とし、同条中第五十九号を第四十三号とし、第六十号から第六十七号までを十六号ずつ繰り上げ、同条第六十八号中「(平成十五年法律第九十五号)」を削り、同号を同条第五十二号とし、同条中第六十九号を第五十三号とし、第七十号を第五十四号とし、第七十一号を第五十五号とし、同条第七十二号中「(平成十五年法律第九十四号)」を削り、同号を同条第五十六号とし、同条中第七十三号を第五十七号とし、第七十四号を第五十八号とし、第七十五号から第七十七号までを削り、第七十八号を第五十九号とし、第七十九号から第八十一号までを削り、第八十二号を第六十号とし、第八十三号

及び第八十四号を削り、第八十五号を第六十一号とし、第八十六号を第六十二号とし、第八十七号を第六十三号とし、第八十八号を削り、第八十九号を第六十四号とし、第九十号から第九十三号までを二十五号ずつ繰り上げ、第九十四号及び第九十五号を削り、第九十六号を第六十九号とし、第九十七号を第七十号とし、第九十八号を削り、第九十九号を第七十一号とし、第一百号を第七十二号とし、第一百一号を削り、第一百二号を第七十三号とし、第一百三号及び第一百四号を削り、第一百五号を第七十四号とし、同条第一百六号中「(平成十四年法律第九十二号)」を削り、同号を同条第七十五号とし、同条第一百七号中「放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)第三条に規定する」を削り、「同法」を「放送大学学園法」に改め、同号を同条第七十六号とし、同条中第八号を第七十七号とし、第九号から第三十五号までを三十一号ずつ繰り上げ、第三十六号を削り、第三十七号を第五号とし、第三十八号から第四十五号までを三十二号ずつ繰り上げ、同条第四十六号中「(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第一百四十四号とし、同条中第四十七号を第一百五号とし、同条第四百八号中「(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第一百十六号とし、同条第四百十九号中「(国立大学

法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第七十七号とし、同条中第七十五号を第百十八号とし、第百五十一号から第百五十七号までを三十二号ずつ繰り上げる。

第九条の四中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、第十六号から第二十号までを四号ずつ繰り上げ、第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号から第二十七号までを削り、第二十八号を第十八号とし、第二十九号を削り、第三十号を第十九号とし、第三十一号及び第三十二号を削り、第三十三号を第二十号とし、第三十四号及び第三十五号を削り、第三十六号を第二十一号とし、第三十七号を第二十二号とし、第三十八号から第四十号までを削り、同条第四十一号中「同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金並びに」を削り、同号を同条第二十三号とし、同条中第四十二号を第二十四号とし、第四十三号から第四十六号までを削り、第四十七号を第二十五号とし、第四十八号を第二十六号とし、第四十九号から第五十一号までを削り、第五十二号を第二十七号とし、第五十三号から第五十七号

までを削り、第五十八号を第二十八号とし、第五十九号から第六十一号までを削り、第六十二号を第二十九号とし、第六十三号から第六十六号までを削り、第六十七号を第三十号とし、第六十八号から第七十二号までを削り、第七十三号を第三十一号とし、第七十四号を第三十二号とし、第七十五号を削り、第七十六号を第三十三号とし、第七十七号を削り、第七十八号を第三十四号とし、第七十九号から第八十二号までを四十四号ずつ繰り上げ、同条第八十三号中「旧国立大学法人富山大学、」を削り、同号を同条第三十九号とし、同条第八十四号を同条第四十号とする。

第九条の五を第九条の六とし、第九条の四の次に次の一条を加える。

（その者の非違により退職した者）

第九条の五 法第八条第二項第二号に規定する政令で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附則第三項第三号中「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道

」を「旧日本国有鉄道」に改める。

附則第十四項中「附則第四項各号」を「第四項各号」に、「法第四条」を「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号。以下「法律第百十五号」という。）による改正前の法第四条」に、「法第五条」を「第五条」に改める。

附則第十六項第一号中「第三条から第六条まで」を「第二条の三から第六条の五まで」に改め、「附則第四項又は附則第六項及び」を削り、「附則第八項まで」を「第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項及び法律第百十五号附則第三条から第六条まで」に改め、同項第二号中「法第四条第一項」を「法律第百十五号による改正前の法第四条第一項」に改める。

附則第二十項中「別表上欄」を「別表第三の上欄」に、「別表下欄」を「同表の下欄」に改める。

附則に次の一項を加える。

22 法附則第二十四項ただし書に規定する政令で定める額は、第六条の七各号に規定する俸給の月額とする。

別表中「別表」を「別表第三（附則第二十項関係）」に改め、同表を別表第三とし、附則の次に別表第一及び別表第二として次の二表を加える。

別表第一（第六条の三関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	
一	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
二	平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法」という。）別表の適用を受けてい

た者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの

三 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

四 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二公使の項の適用

を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法」という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の

	<p>陸将、海将及び空将の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第二号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの</p>

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの

八 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

九 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄四号俸から七号俸まで

の俸給月額を受けていたもの

一一 平成九年六月四日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。他の法令において引用する場合を含む。以下「平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの

一二 平成十二年十一月二十七日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号。他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの

一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの

第三号区分

- 一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの報酬月額を受けていたもの
- 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの
- 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給月額を受けていたもの
- 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項一号の俸給月額を受けていたもの
- 六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの

	<p>第四号区分</p>
<p>七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの、陸将補、海将補及び空将補の(一)欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたものうち総務大臣の定めるもの</p> <p>九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p>

-
- 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
 - 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
 - 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの
 - 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 七 平成八年四月一日から平成十六年十月二十七日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法」という。)の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
-

ののうち総務大臣の定めるもの

八 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されてきた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。）の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用

を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項五号から七号までの報酬月額を受けていたもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項二号から四号までの俸給月額を受けていたもの

一五 平成十四年十二月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又は十一号俸の俸給月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

第五号区分	
<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p>	<p>一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。)又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一九 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二〇 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二一 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>

-
- 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
 - 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
 - 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
 - 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
 - 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
 - 七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第七
-

号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の

項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の報酬月額を受けていたもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の俸給月額を受けていたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の俸給月額を受けていたもの

一五 平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月

	<p>額を受けていたもの</p> <p>一九 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
第六号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用</p>

を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの

-
- 一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第一〇号及び第五号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。)
- 一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
- 一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
- 一三 平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職給与法(他の法令において、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。)の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの
-

-
- 一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの
- 一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用
-

	第七号区分
<p>を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p>

-
- 四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
 - 五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
 - 六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
 - 七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの
-

-
- 九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第九号、第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。）
- 一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの
- 一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 一三 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
- 一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの
-

-
- 一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの
- 一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けていたもの
- 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
- 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
- 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用
-

	第八号区分
<p>を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの</p> <p>二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用</p>

用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用

を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用

を受けていた者で同項九号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十七号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十一号の俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二三 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

第九号区分	
一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用	<p>二四 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの</p> <p>二六 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二七 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>

を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。）

三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は六級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用

を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一一号に掲げる者を除く。)

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一二号に掲げる者を除く。)

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第八号区分の項第一四号に掲げる者を除く。)

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。)

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

-
- 一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）
- 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十号の報酬月額を受けていたもの
- 一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの
- 二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十八号の俸給月額を受けていたもの
- 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けていたもの
- 二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの
-

二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたものの

二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給

	<p>表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
第十号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち総務大臣の定めるもの又は四級若しくは五級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち総務大臣の定め</p>

るもの又は四級若しくは五級であつたもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。）

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の

定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を

受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号から十五号までの俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）

二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。）

二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の

第十一号区分	<p>項第二五号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの</p> <p>二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの</p> <p>二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者</p> <p>二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p> <p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>
--------	--

備考 総務大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二一号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行政法人又は日本郵政公社の意

見を聴くものとする。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分

- 一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
- 二 平成十八年四月一日以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の裁判官報酬法」という。）別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの
- 三 平成十八年四月一日以後適用されている検察官の俸給等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
- 四 平成十八年四月一日以後適用されている特別職の職員の給与に関する法律（以

下「平成十八年四月以後の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

七 平成十八年四月一日以後適用されている防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

	九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第二号区分	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの</p>

七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの

八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの

九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

一〇 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（他の法令において引用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの

一一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以

	<p>下「平成十八年四月以後の任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第三号区分</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p>

-
- 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
 - 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
 - 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
 - 九 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの報酬月額を受けていたもの
 - 一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの
 - 一一 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給月額を受けていたもの
 - 一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で
-

	<p>同項一号又は二号の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一三 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表十 二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一四 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けてい た者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で 同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの うち総務大臣の定めるもの</p> <p>一六 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
<p>第四号区分</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者で その属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が七級であつたもの</p>

-
- 三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
 - 四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
 - 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
 - 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者で
-

その属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項五号から七号までの報酬月額を受けていたもの

一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの

一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又は十一号俸の俸給月額を受けていたもの

一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

	<p>一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。)又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一七 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一八 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
第五号区分	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p>

-
- 三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
 - 四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
 - 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
 - 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
 - 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)
 - 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でそ
-

の属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。
。）のうち総務大臣の定めるもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの

一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の報酬月額を受けていたもの

一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の俸給月額を受けていたもの

一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項六号又は七号の俸給月額を受けていたもの

	<p>一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表九号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの</p> <p>一七 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
第六号区分	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者</p>

でその属する職務の級が五級であつたもの

三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたものうち総務大臣の定めるもの

七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でそ

の属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの

-
- 一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの
- 一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの
- 一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の俸給月額を受けていたもの
- 一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの
- 一八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
-

	<p>二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>
第七号区分	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p>

-
- 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
- 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
- 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち総務大臣の定めるもの
- 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第八号、第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)
- 九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
- 一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者
-

でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの

一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの

一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの

一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の俸給月額を受けていたもの

第八号区分	
<p>その属する職務の級が五級であつたもの</p>	<p>一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>一八 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの</p> <p>二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者で</p>

-
- 二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの
 - 四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
 - 五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
 - 六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
 - 七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
 - 八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者で
-

その属する職務の級が六級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者

でその属する職務の級が五級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項九号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十七号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

	第九号区分
<p>二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの</p> <p>二三 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二四 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第二号に掲げる者を除</p>

く。)

三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者
でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を
除く。）

四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が四級であつたもの

五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者で
その属する職務の級が四級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は五級で
あつたもの

六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者で
その属する職務の級が四級であつたもの

七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者で
その属する職務の級が四級であつたもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第八号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。)

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第八号区分の項第一二号に掲げる者を除く。)

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者
でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第一三号に掲げる者
を除く。)

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者
でその属する職務の級が四級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者で
その属する職務の級が四級であつたもの(第八号区分の項第一五号に掲げる者を
除く。)

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で
同項十号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けて
いた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同

項十八号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二〇号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの

二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの

二四 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けて

	第十号区分
<p>いた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は四級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は四級で</p>

あつたもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。）

六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者
でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者
でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級
若しくは四級であつたもの

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者
でその属する職務の級が二級であつたものうち総務大臣の定めるもの又は三級
であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者で
その属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で
同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けて

いた者で同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十四号から十六号までの俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二〇号及び第九号区分の項第二一号に掲げる者を除く。）

二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの

第十一号区分	<p>二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの</p> <p>二四 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者</p> <p>二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの</p> <p>第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>
--------	--

備考

一 総務大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行政法人又は日本郵政公

社の意見を聴くものとする。

二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で退職の日に昇任したものの（公務上死亡した者又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した者を除く。）は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。

別表第二（第六条の四関係）

<p>平成八年四月一日から 平成十年三月三十一日 まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第百十二号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十年四月一日から 平成十四年十一月三十日 日まで</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額</p>
<p>平成十四年十二月一日</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律</p>

から平成十五年十月三十一日まで	第四百十一号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十五年十一月一日から平成十七年十一月三十日まで	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年一般職給与法改正法」という。）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十七年十二月一日から平成十八年三月三十一日まで	平成十七年一般職給与法改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十八年四月一日から退職の日の前日まで	一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額

（国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第二百八号）の

一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「これら」を「同法第二条の三から第六条の五まで」に改める。

(国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第十一項若しくは附則第十四項」を「第十一項若しくは第十四項」に改め、「この政令」を削り、「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に改め、同項の表附則第十一項の規定の適用を受ける者の項中「附則第十一項」を「前項」に改める。

附則第十三項中「附則第十一項」を「第十一項」に改め、「この政令」を削り、「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「第三条から第六条まで」を「第二条の三から第六条の五まで」に改め、「附則第四項又は附則第六項」を削り、「附則第八項」を「第八項」に、「附則第十二項」を「第十二項」に改める。

附則第十四項中「この政令」を削り、「附則第十一項」を「第十一項」に、「第三条から第五条まで」

を「第二条の三及び第六条の五」に、「第三条から第六条まで」を「第二条の三から第六条の五まで」に改め、「附則第四項又は附則第六項」を削り、「附則第八項」を「第八項」に、「附則第十五項」を「第十五項」に改め、「又は附則第四項」を削り、「附則第七項」を「第七項」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項から第三項までの規定及び第十七条の二第三項中「別表第七の二」を「別表第八」に改める。

第二十五条の二及び第二十五条の三を削る。

第二十五条の四第二項を削り、同条第三項中「第二十五条第十一項」を「前条第十一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二十五条の二とする。

第二十五条の五を第二十五条の三とする。

別表第八を削り、別表第七の二を別表第八とし、別表第九を削る。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第五条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第六号中「第二条第一項」の下に「、第六条の四第一項」を加える。

(沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第六条 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「退職手当法第四条」を「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)による改正前の退職手当法第四条」に改める。

第五条第一項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三から第六条の五まで」に、「附則第三項及び」を「附則第三項、」に改め、「第八項まで」の下に「、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)附則第三条から第六条まで」を加える。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理 由

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備をする必要があるからである。